

<b>交渉情報</b>	<b>NO.22</b>	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2019年10月16日	添付資料:1枚

## 早出勤務等手当等の精算について

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事部は、本日（10月16日）「早出勤務等手当等の精算」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室の一部の正社員において、平成26年4月～平成30年1月分支給の（1）早出勤務等手当の誤支給、（2）早出勤務手当等の支給漏れ、（3）通勤手当特例加算額の支給漏れが発生したため、追加清算が生じたもの。

上記の原因については、（1）は総合人事システムに登録されている勤務符号は紐づけられているため、年休取得（時間単位）により対象時間に勤務していない等、支給対象外となる場合は、報告の際に個別処理が必要になるが、処理を行わないまま勤務時間報告をしていたこと。（2）は対象社員に使用していた勤務符号に早出勤務等手当が紐づけられていなかったこと。（3）は対象社員から通勤手当特例加算通勤届の申請はされていたが、給与事務担当者へ届出されている事実が伝わっておらず、支給対象外として認識されていたものである。

詳細については、別紙支社資料を参照してください。

### 1. 発生局及び概要等

#### ア 発生局

新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室

#### イ 対象社員

第四集配営業部16名（異動者5名、退職者1名含む）

※支社資料との人数の相違は対象者が重複しているため

（1）13名、（1）と（2）1名、（1）と（3）2名

#### ウ 清算金額

早出勤務等手当 ▲2,000円

（最高 20,300円 最低 ▲350円）

通勤手当特例加算額 175,770円

（①91,140円、②84,630円）

## 2. 精算

10月月例給与において精算する。

該当社員に対しては、お詫び状を出して、精算事由、精算額、精算方法について丁寧に説明し、了解を得る。

地本では、該当者へ謝罪と十分な説明を求めるとともに、再発防止については手当が適正に登録されているか十分確認すること、また、対象者に異動者と退職者が含まれることから、異動者については異動先の管理者（又は当該部長）、退職者については電話（又は訪問）で清算理由について丁寧に説明することを求めました。

【労使対応】 単局窓口